

山梨県公報

第二千三百五十号

平成二十五年

八月二十九日

木曜日

目次

告示

○漁業法に基づく共同漁業の免許の内容となるべき事項等……………五七一

訓令

○出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………五七七

公告

○一般競争入札について……………五七七

○公共測量の実施(二件)……………五七九

その他

○一般競争入札について(二件)……………五七九

告示

山梨県告示第二百七十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区別表のとおり

二 免許予定日

平成二十六年一月一日

三 免許申請期間

平成二十五年九月十七日から同年十月三十一日まで

四 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 制限又は条件

なし

別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業権の公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内共第一号	第五種共同漁業	あゆ漁業、あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いなな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	韮崎市、北杜市及び甲斐市の各地	基点一号(甲斐市下今井地先又田橋橋台左岸下流端)と基点二号(南アルプス市野牛島地先又田橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点三号(長野県諏訪郡富士見町地先国界橋(上流側の橋)橋台左岸上流端)と基点四号(北杜市白州町地先国界橋(上流側の橋)橋台右岸上流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流 二 基点五号(北杜市高根町清里字月の木三千六百八十六番地下流筆界に設置した標柱)と基点六号(基点五号から百七十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と北杜市高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から五十メートル下流の滝下の間の大門川の本流及びダムたん水域 三 基点七号(北杜市須玉町大字比志字告場千四百四十三番地地先に設置した標柱)と基点八号(北杜市須玉町大字比志字シキミ沢三千	韮崎市、北杜市及び甲斐市

やまめ
 (漁業、
 にじ
 ます漁
 業、い
 わな漁
 業、う
 なぎ漁
 業、う
 ぐい漁
 業、お
 いかわ
 漁業及
 びこい
 漁業)

日まで

田町、
 桜井町
 及び横
 根町に
 限る。
)、山
 梨市、
 笛吹市
 (石和
 町、御
 坂町及
 び一宮
 町に限
 る。)
)及び甲
 州市の
 各地先

十度の直線と対岸との交点
)とを結ぶ直線と基点三号
 (山梨市三富川浦字広瀬千
 八百十六番地の六〇地先に
 設置した標柱)と基点四号
 (山梨市三富上釜口字篠の
 平千七百七十八番地先に設
 置した標柱)とを結ぶ直線
 との間の笛吹川の本流及び
 支流。ただし、次の区域を
 除く。
 1 基点七号(甲州市塩山
 上萩原字日川四千七百八
 十四番地の二地先右岸に
 設置した標柱)と基点
 八号(甲州市塩山上萩原
 字日川四千七百八十四番
 地の二地先左岸に設置し
 た標柱)とを結ぶ直線と基
 点九号(甲州市塩山上萩
 原字萩原山四千七百八十
 三番地の七百九十九地先
 右岸に設置した標柱)と
 基点十号(甲州市塩山
 上萩原字萩原山四千七百
 八十三番地の七百九十九
 地先左岸に設置した標柱
)とを結ぶ直線との間の
 日川の本流及びダムたん
 水域
 2 日川と雨ノ沢川の合流
 点と基点十一号(甲州市
 塩山上萩原字萩原山四千
 七百八十三番地の一地先
 に設置した標柱)と基点
 十二号(甲州市塩山上萩
 原字日川四千七百八十四

田町、
 桜井町
 及び横
 根町に
 限る。
)、山
 梨市、
 笛吹市
 (石和
 町、御
 坂町及
 び一宮
 町に限
 る。)
)及び甲
 州市

番地の一地先に設置した
 標柱)とを結ぶ直線との
 間の雨ノ沢川
 3 基点十三号(山梨市牧
 丘町大字北原字北奥仙丈
 四千四百四十番地の一地先
 右岸に設置した標柱)と
 基点十四号(山梨市牧丘
 町大字北原字北奥仙丈四
 千四百四十番地の一地先左
 岸に設置した標柱)とを
 結ぶ直線と基点十五号(山
 梨市牧丘町大字北原字
 北奥仙丈四千四百四十番地
 の一地先左岸に設置した
 標柱)と基点十六号(山
 梨市牧丘町大字北原字
 塩水四千三百三十九番地の
 一地先右岸に設置した標
 柱)とを結ぶ直線との間の
 琴川の本流及びダムたん
 水域
 4 琴川と塩水沢川の合流
 点と基点十七号(山梨市
 牧丘町大字北原字塩水四
 千三百三十九番地の一地先
 右岸に設置した標柱)と
 基点十八号(山梨市牧
 丘町大字北原字塩水四千
 百三十九番地の一地先左
 岸に設置した標柱)とを結
 ぶ直線との間の塩水沢川
 二 基点五号(笛吹市石和町
 字広瀬地先向橋橋台左岸下
 流端)と基点六号(甲府市
 向町地先向橋橋台右岸下流
 端)とを結ぶ直線より上流

内共第 四号	第五種 共同漁 業	あゆ漁 業、あ まご(地 方名) やまめ 、にし ます漁 業、い わな漁 業、う なぎ漁 業、う ぐい漁 業、お いかわ 漁業及 びこい 漁業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	西八代 郡市川 三郷町 並びに 南巨摩 郡身延 町、南 部町及 び富士 川町の 各地先	の平等川の本流及び支流	西八代 郡市川 三郷町 並びに 南巨摩 郡身延 町、南 部町及 び富士 川町
内共第 五号	第五種 共同漁 業	あまご (地方 名)やま め)漁 業、に します 漁業、 いわな 漁業及 びうぐ い漁業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	南アル プス市 芦安芦 倉及び 芦安安 通並び に南巨 摩郡早 川町及 び身延 町の各 川	基点一号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百二十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三(西八代郡市川三郷町地先号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点四号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 基点五号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点六号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流 二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流	南アル プス市 芦安芦 倉及び 芦安安 通並び に南巨 摩郡早 川町及 び身延 町の各 川

内共第 八号	第五種 共同漁 業	あゆ漁 業、や まめ漁 業、に します 漁業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	大月市 及び上 野原市 の各地 先	基点一号(山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点)と基点二号(基点一号から三百十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三	大月市 及び上 野原市
内共第 七号	第五種 共同漁 業	やまめ 漁業、 にしま す漁業 、いわ な漁業 及びう ぐい漁 業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	北都留 郡小菅 村地先	基点一号(北都留郡小菅村字日向金風呂二千五百二十一番地の一地先金風呂橋橋台左岸下流端)と基点二号(北都留郡小菅村字高橋平二千四百九十一番地の二地先金風呂橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の小菅川の本流及び支流	北都留 郡小菅 村
内共第 六号	第五種 共同漁 業	あゆ漁 業、や まめ漁 業、に します 漁業、 いわな 漁業及 びうぐ い漁業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	甲州市 塩山高 橋及び 落合並 びに北 都留郡 丹波山 村の各 地先	基点一号(北都留郡丹波山村字親川後山川左岸下流端と多摩川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百八十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の多摩川の本流及び支流	甲州市 塩山高 橋及び 落合並 びに北 都留郡 丹波山 村
				地先	二 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る黒河内取水ダム及び石小屋沢取水ダムより下流の黒河内川の本流及びその支流 三 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る白河内取水ダムより下流の白河内川	

漁業、いわな、わかさぎ漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業

号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点）と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。

一 基点五号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先右岸に設置した標柱）と基点六号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点七号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先右岸に設置した標柱）と基点八号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線との間の土室川の本流及びダムたん水域

二 基点九号（大月市七保町大字瀬戸字竹平二千三百十番地の三下流筆界に設置した標柱）と基点十号（大月市七保町大字瀬戸字唐沢二千三百一十番地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百八十一林班い一小班地先砂防堰堤上流端と大

内共第九号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	富士吉田市、都留市及び南都留郡西桂町の各地先	月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百九十四林班い八小班地先砂防堰堤上流端との間の葛野川及び土室川の本流及びダムたん水域	富士吉田市、都留市及び南都留郡西桂町
内共第十号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	上野原市秋山地先	基点一号（上野原市秋山字瀬戸原五百二十六番地先に設置した標柱）と基点二号（基点一号から百三十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線より上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点三号（上野原市秋山地先日向海戸橋橋台左岸上流端）と基点四号（上野原市秋山地先日向海戸	上野原市秋山

内共第 十三号	共同漁 業	わかさ ぎ漁業	一月一 日から	南都留 郡山中	山中湖	南都留 郡山中
内共第 十二号	共同漁 業	あゆ漁 業、や まめ漁 業、に じます 漁業、 いわな 漁業、 うなぎ 漁業及 びうぐ い漁業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	南都留 郡道志 村地先	基点一号（山梨県と神奈川 県との境界と道志川右岸との 交点（最上流の地点））と基 点二号（基点一号から二百九 十度の直線と対岸との交点） とを結ぶ直線より上流の道志 川の本流及び支流	南都留 郡道志 村
内共第 十一号	共同漁 業	やまめ 漁業、 にしま す漁業 、いわ な漁業 及びぶ らうん ます漁 業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	南都留 郡忍野 村地先	基点一号（富士吉田市と南 都留郡忍野村との境界と桂川 左岸との交点（最下流の地点 ））と基点二号（基点一号か ら五十度の直線と対岸との交 点）とを結ぶ直線と基点三号 （南都留郡忍野村と山中湖村 との境界と桂川左岸との交点 （最上流の地点））と基点四 号（基点三号から四十度の直 線と対岸との交点）とを結ぶ 直線との間の桂川の本流及び 支流	南都留 郡忍野 村
					橋橋台右岸上流端）とを結ぶ 直線と基点五号（上野原市秋 山地先落合橋橋台左岸下流端 ）と基点六号（上野原市秋山 地先落合橋橋台右岸下流端） とを結ぶ直線との間の秋山川 の区域を除く。	

内共第 十五号	共同漁 業	わかさ ぎ漁業 、ふな 漁業、 こい漁 業、う	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	南都留 郡富士 河口湖 町西湖 地先	西湖	南都留 郡富士 河口湖 町船津 、浅川 、小立 、河口 、大石 、勝山 及び長 浜	南都留 郡富士 河口湖 町船津 、浅川 、小立 、河口 、大石 、勝山 及び長 浜
内共第 十四号	共同漁 業	わかさ ぎ漁業 、ふな 漁業、 こい漁 業、う なぎ漁 業、お いかわ 漁業、 おおく ちばす ちばす 漁業及 びにし ます漁 業	一月一 日から 十二月 三十一 日まで	南都留 郡富士 河口湖 町船津 、浅川 、小立 、河口 、大石 、勝山 及び長 浜	河口湖	南都留 郡富士 河口湖 町船津 、浅川 、小立 、河口 、大石 、勝山 及び長 浜	湖村

内共第十七号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びにじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額の各地先	本栖湖	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額
内共第十六号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びおいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町精進地先	精進湖	南都留郡富士河口湖町精進
		なぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びおおくちばす漁業				西湖南

訓令

山梨県訓令第十五号

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横内正明

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令

出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十条まで」を「第九条まで及び第十一条（第一項第七号を除く。）」に、「出先機関庁舎等」を「出先機関の庁舎等」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年九月二十四日から施行する。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも

内共第一十八号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びびうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村及び神奈川原市緑区各の地先	基点一号（山梨県と神奈川	南都留郡道志村及び
					との境界と道志川左岸との	基点二
					号（最下流の地点）と基	点二
					点二号（基点一号から百三十	度
					度の直線と対岸との交点）	とを結ぶ
					直線と基点三号（山	梨県と
					神奈川	との境界と
					道	志川右岸
					との交点（最上流の	地点）
					と基点四号（基点三	号から
					二百九十度の直線と対	岸との
					交点）とを結ぶ直線と	の間の
					道志川の本流	

のである。

平成二十五年八月二十九日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 藤 本 勝 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量

シーケンス制御実習装置 一式

2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十六年二月十四日

4 納入場所

山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。

4 入札告示の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒四〇二一〇〇五三

山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス

電話〇五五四―四三―八九一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年九月十二日（木）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の翌日から平成二十五年九月十二日（木）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年十月八日（火）午後二時

山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス会議室

5 郵便による入札書の受領

郵送による入札書の受領は行わない。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わし

をしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十二条の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 違約金の有無
有

6 最低制限価格の有無
無

7 前払金の有無
無

8 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合においては、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

9 その他
詳細は入札説明書による。

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Sequence Control Training System
1 unit

2 Date and time for tender
2:00PM October 8, 2013

3 Bureau in charge
Yamanashi Industrial Technology Junior College Tsuru campus
5-7-35 Kaniya Tsuru-shi Yamanashi-ken 402-0053 Japan
TEL 0554-43-8911

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年八月八日付けで都留市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月二十九日

一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測） 山梨県知事 横 内 正 明
二 作業期間 平成二十五年八月八日から平成二十六年三月十日まで
三 作業地域 都留市の一部

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年八月十九日付けで山梨県中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明
一 作業種類 基準点測量及び現地測量（数値地形図作成）
二 作業期間 平成二十五年七月二十二日から平成二十五年十二月二十七日まで
三 作業地域 北杜市の一部

その他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十五年八月二十九日

富士山有料道路管理事務所長 志 村 泰 生
一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

道路情報板更新工事

2 工事場所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津地内

3 工事概要

道路情報板更新 一基

4 工期

平成二十五年九月二十日から平成二十六年二月六日まで

5 予定価格

二百九万四千五百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十五年九月五日（木）から同月十一日（水）までの山梨県の休日を含め定める条

例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>

● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十五年八月二十九日

富士山有料道路管理事務所長

志 村 泰 生

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山有料道路舗装工事

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山地内

3 工事概要

舗装切削オーバレイ工 AⅡ二千九百平方メートル

区画線工 一式

4 工期

平成二十五年十月七日から同年十二月二十四日まで

5 予定価格

千四百十二万二千五百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十五年九月五日（木）から同月十一日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>